

日本における知的財産を活用した 資金調達

知的財産コンサルティング室
肥塚直人

知財を資金調達の場面で活用するとはどういう意味か？

知的財産権の流動性が確保されている国や地域においては、知的財産権の経済的価値（ファイナンス価格）に着目して、これを流動化したり、担保として活用するといった、活用も行われている。日本では知的財産権の流動性は高いとは言えないこともあり（特に中小企業が保有する知的財産権の中で流通可能なものは極めて限られている）、知的財産権を流動化したり、担保として活用しようという動きは低調である。

コーポレート ファイナンス	Equity Finance	・株式による資本参加によるファイナンス手段。	会社自体の「信用」を 評価して金融を行う
	Debt Finance	・金銭消費貸借契約を通じた貸付によるファイナンス手段。	
	Mezzanine Finance	・上記の中間的性質を持たせたファイナンス手段（資本性ローン、劣後債・優先株式など）。	
アセット ファイナンス	流動化	・資産を売却又は証券化する方法でアセットを現金化するファイナンス手段。	会社が保有する「資産 の価値」に着目して金 融を行う
	資産担保融資	・資産の担保価値に着目したファイナンス手段（典型的には不動産担保融資だが、動産や金銭債権を担保にする例もある）。	
プロジェクト ファイナンス		・事業（プロジェクト）から生み出される将来キャッシュフローに着目したファイナンス手段。	

知的財産を活用した資金調達手法の日本における状況

日本においても知的財産を活用した資金調達手法は様々検討されてきた経緯があるが、一般的な資金調達手法として定着したと言える手法はあまりないのが現状。近年は地域金融機関を中心に、知財ビジネス評価書の活用とその手法に対する関心が高まっている。

アセットファイナンス

知的財産権の流動化・証券化

(映画やゲーム等のコンテンツに係る著作権を裏付け資産とした流動化事例があるが今日においては低調)

知的財産権担保融資

(1995年頃から活用事例は散見されるものの、一般的な手法として普及定着したとは言えない)

コーポレートファイナンス

知的資産経営報告書の活用

(中小企業における経営改善や長期的な経営方針の検討ツールとして活用例。報告書の作成支援を行う地域金融機関も一部ながら存在)

知的資産経営評価融資

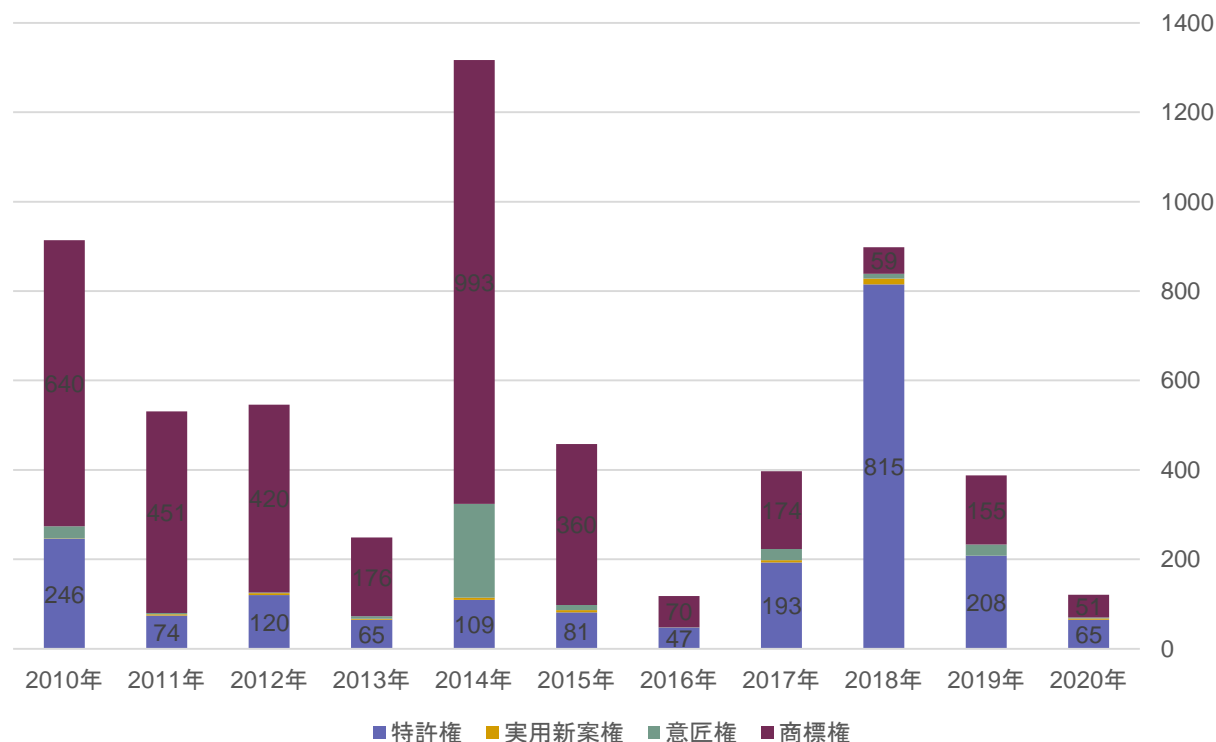
(知的資産経営の要素を企業の定性的な評価ツールとして検討が行われ、議論の蓄積がなされた)

知財ビジネス評価書の活用

(地域金融機関における事業性評価手法の1つとして注目され、事例も徐々に増えてきている。今後の展開・普及が期待されている。)

【参考】日本における知的財産権の担保活用

日本における知的財産権への担保権設定の方法は、質権設定を行うか、譲渡担保の方法がある。統計上把握できるのは、質権設定の登録が行われた件数のみであるが、参考数値として見る事が出来る。



(出所)特許庁「特許行政年次報告書2021年版〈統計・資料編〉」に掲載されているデータより作成

知財ビジネス評価書が中小企業の資金調達で注目された背景

日本において、地域金融機関が知財ビジネス評価書を中小企業等の事業性評価に活用することが注目された背景としては、以下のような要因を指摘することが出来る。

1 地域金融機関を取り巻く環境(長期化する超低金利と経営環境)

2 金融監督行政のパラダイムシフト(事業性評価と本業支援)

3 特許庁の取り組み(2014年から知財金融の取り組みに着手)

地域金融機関においては、これまで以上に取引先企業の事業の実態をしっかりと把握し、当該企業が成長出来るよう、必要な支援(金融だけでなく、専門家や支援機関と連携した本業支援を含め)を行っていくこと急務となっている。そのような状況において、特許庁の取り組みからヒントを学び、地域金融機関の取り組みに活かしている例が散見され始めた。

近年、日本で注目されている知財ビジネス評価の理解

特許庁「中小企業知財金融促進事業」(知財金融委員会)では、知財を企業の事業性を理解するためのツールとして使うことの有効性を強調した定義を行っている。

知財ビジネス評価とは、**知財権の金銭価値評価ではなく、あくまで定性的な事業評価**であり、**知財を切り口**として中小企業等における事業の実態や将来の成長可能性等について、**理解を深める**ために行うものである*。

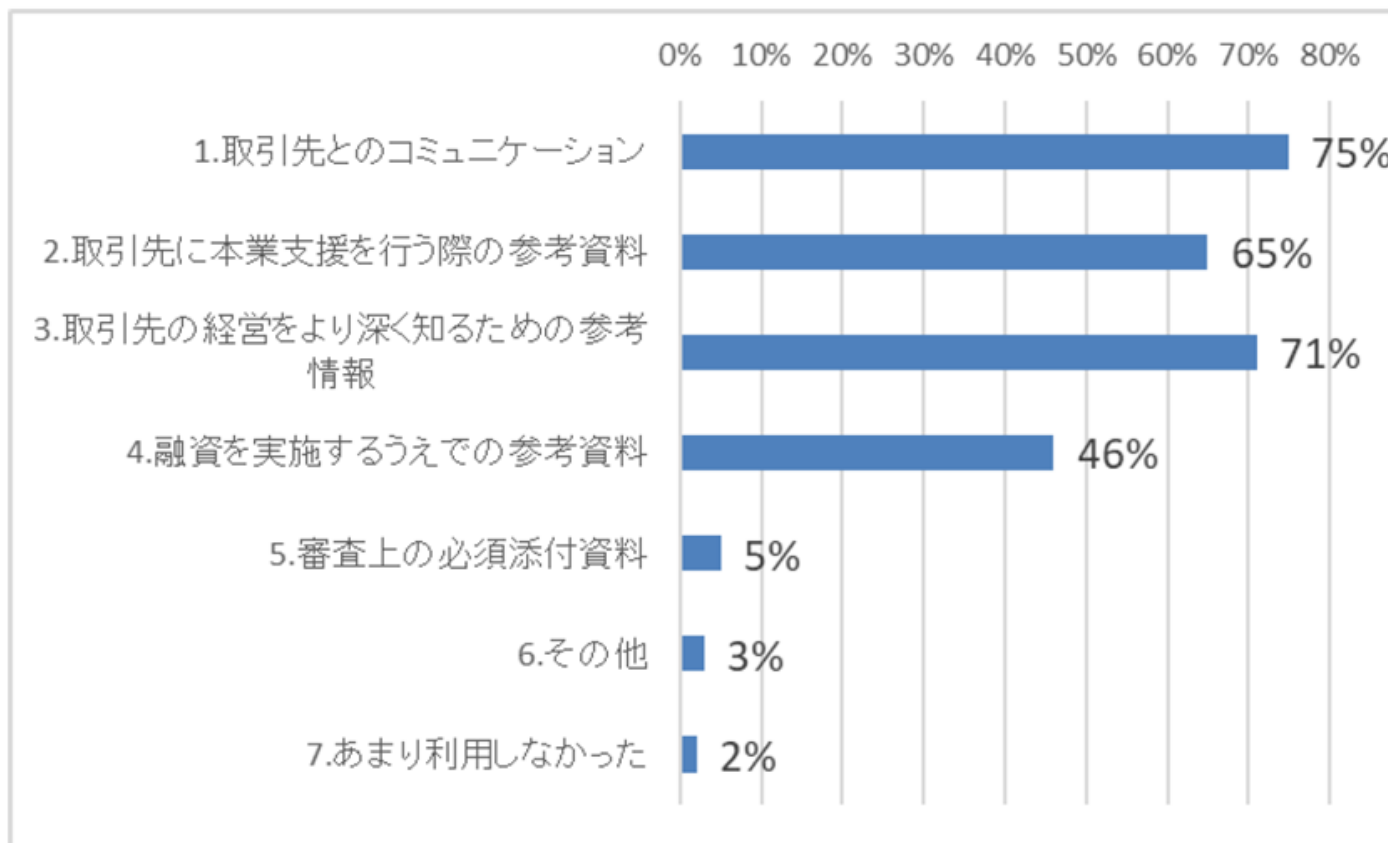
知財を切り口に中小企業をみることで、その会社特有の技術やノウハウ等の特徴や強みを把握でき、それらが効果的に活用されているか、(商品としての魅力につながっているか、競合からの模倣・代替品の脅威を回避できるか、その結果キャッシュフローの源泉となっているのかどうかなど)という点について理解することができる。

さらに知財権によって、競争優位性が確保される見通しがあれば、将来に向けてのキャッシュフローの確からしさや実現に向けて取り組むべきことを把握でき、金融機関は中小企業の**成長に向けた支援**を提案することができる。

*金融機関が与信や債権管理を行う際に、知財の金銭価値評価を補足的に活用することはありうる。

地域金融機関が知財ビジネス評価書を使う場面

特許庁事業を通じて知財ビジネス評価書を利用した金融機関100社以上が回答したアンケート調査の結果によると、取引先とのコミュニケーションや取引先の経営をより深く知るための参考情報として活用した回答している金融機関が7割となっている。



(出所)知財金融委員会「中小企業知財金融促進事業最終とりまとめ～知財活用型事業性評価の広がり今後の展望～」(2019年3月)48頁。

知財金融に取り組む地域金融機関の事例

日本において、地域金融機関が知財金融に取り組んでいる事例として、例えば以下のような事例が知られている。いずれも特許庁事業が取り組みの発端となっている他、(独)INPIT及びINPITが設置する知財総合支援窓口との連携した取り組み事例も多い。

1 中京銀行(知財ビジネス評価書をきっかけとして産学連携を支援し、新規事業をサポート)

2 かながわ信用金庫(支援機関連携を活用し、新規事業や既存事業の成長をサポート)

3 きらぼし銀行(知財金融の取り組みを通じて本業支援／コンサルティング機能を高める)

4 広島銀行(知財金融の取り組みを通じて事業性評価の組織的な能力を高める)

5 長野県信用組合(金融機関職員がJ-PlatPatも活用した実態把握や提案を実施)

日本における今後の展開(私見)

地域金融機関による本業支援の深化

- 金融機関とも連携しながら、中小企業の事業化を支援していくことのできる専門家(弁理士等)の拡大が期待される。
- 特許庁事業も活用した更なる普及定着が期待される。

知財ビジネス・デューデリジェンスの可能性

- 企業が保有する無形資産・知的資産に対する理解が深まり、金融機関が技術面や知的財産により着目したビジネス評価を出来るようになることで、より効率的・効果的にリスクマネーが供給されるようになることが期待される。

資金調達を意識した権利取得

- 事業上、有効性の高い知的財産権を戦略的に取得していくという、本来であれば当たり前の行動をすることが、結果として円滑な資金調達に繋がっていくという認識を広めていく必要がある。

コーポレートガバナンス・コードの改訂もきっかけとした意識の高まり

事業担保制度に係る検討

知的財産の価値を高め、知的財産を活用したビジネスを行う事業者の円滑な資金調達促進が期待される

【参考資料】知的財産の範囲と知財戦略に求められるポイント

コーポレートガバナンス・コードの改訂もきっかけとした意識の高まりを受けて、知財戦略の捉え方にも変化の兆しが見られる。

	知的財産の範囲	目的	活用方法	得られる結果
従来の知財戦略	特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権中心	足元事業の排他的権利の主張	競合技術の差し止め・クロスライセンス締結	自社製品技術の差し止め リスク回避
		未利用技術のマネタイズ	ノンコア技術のライセンスアウト・売却	ライセンス収入 資金調達の担保
CGC改訂後の知財戦略	知的財産権に加え技術・ノウハウ等の無形資産を幅広く包含	知的財産権とビジネスモデルとのつながりと戦略を開示	知的財産権の将来事業も含めた活用状況の可視化	知財の「アセット」からのイノベーション創出による競争力の維持・向上
		広い意味での知的財産の配置や投資状況の情報開示	ノウハウ・秘匿情報等の保有知財の配置・投資状況の可視化	
		広い意味での知的財産の戦略的活用状況の開示	ノウハウ・秘匿情報等の保有知財の活用による将来展開を可視化	

(出所) 鈴木一範、米谷真人「コーポレートガバナンス・コード改訂で変わる知財戦略～戦略的な開示に向けた知的財産の考え方～」
Quick経営トレンド(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)2021年12月6日

ご清聴ありがとうございました。

知的財産コンサルティング室

肥塚直人

koizuka@murc.jp